

## 平成21年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：健康局

事業名	がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化促進事業）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 1 - 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p> <p>個別目標 5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること</p>
事業の概要	<p>がん医療水準の均てん化（全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差の是正を図ること）を推進するため、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院を含む。以下同じ。）の整備を促進するとともに、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において以下の事業を行う。</p> <p>①がん専門医療従事者研修事業 ②がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 ③院内がん登録促進事業 ④がん相談支援事業 ⑤地域のがん診療連携事業</p> <p>補助先：都道府県 補助率：1／2</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(有効性の評価) 平成20年におけるがん診療連携拠点病院数は351となり、二次医療圏数(358)に対する整備率は98%に達した。当該拠点病院において、がんの専門医療従事者の育成や、がん診療連携拠点病院ネットワークを構築したことは、がん医療の均てん化に有効であった。また、標準登録様式による院内がん登録を促進することは、がんに関する疫学的研究・がん検診の評価、がん医療の評価のために有効であった。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>●手段の適正性 平成20年において全国の98%の2次医療圏に整備されたがん診療連携拠点病院において、不足しているがん専門医療従事者への研修や、かかりつけ医等を含めたがん診療ネットワークの構築等を行うことにより、効率的・効果的ながん医療水準の均てん化を図ることが可能となったところであり、手段は適正であると認められる。</p> <p>●費用と効果の関係に関する評価 本事業を実施することにより、がん診療連携拠点病院の効率的・効果的な整備が可能となり、がん医療の連携体制が整えられたことから、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 また、がん対策推進基本計画(平成19年6月閣議決定)の進捗状況を踏まえた評価を行い、必要に応じて同計画の見直し等を行うこととしている。</p> <p>(概算要求額:5,263百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 がん診療連携拠点病院の整備(二次医療圏に1カ所) /平成22年度 ・がん診療連携拠点病院数 ・二次医療圏数	46 362 【12.7%】	135 355 【38.0%】	179 351 【51.0%】	286 358 【79.9%】	351 358 【98.0%】
(調査名・資料出所、備考) がん診療連携拠点病院数は、がん対策推進室調べ					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
がん対策推進基本計画	平成19年6月15日	<p>医療機関の整備等</p> <p>(現状) がん医療においては、拠点病院が、地域におけるがん医療の連携の拠点となり、自ら専門的な医療を行うとともに、連携体制の構築や医療従事者への研修を行うこととなっている。また、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援を実施することとなっている。 平成18(2006)年度の医療制度改革においても、医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することが打ち出されており、特に、がんをはじめとして法令で定められた4疾病及び5事業等について、連携体制の早急な構築が求められている。 このため、がん等に係る地域ごとの医療連携体制について都道府県は、平成20(2008)年度からの新たな医療計画に記載し、連携を推進することとされている。</p> <p>(取り組むべき施策) 標準的治療や先進的な医療の提供、術後の経過観察、在宅医療の実施、クリティカルパスの作成及び集学的な臨床研究の実施などを通じて、医療機能の分化・連携を推進していく。 がん診療を行っている医療機関には、地域連携クリティカルパスの活用等により、医療機関の連携体制を構築し、切れ目のない医療の提供を実現することが望まれる。その際には、診療に関する学識経験者の団体など関係団体等と協力していくことが望まれる。 患者自らが適切な治療法等を選択できるようにするため、担当医に遠慮せず、他の専門性を有する医師や医療機関において、治療法の選択等に関して主治医以外の医師による助言(セカンドオピニオン)を受けられる体制を整備していく。 地域における連携体制の状況や各医療機関の専門分野等を情報提供することにより、がん患者の不安や悩みを解消していく。 拠点病院については、そのがん医療水準を向上させるため、専門分野の異なるがん診療を行う医師が定期的にカンファレンスを開催し、提供しているがん医療の評価を行う体制を整備していく。 拠点病院については、「がん患者の視点も加えた評価の仕組みの導入」や「放射線治療が実施できること」を指定要件とするなど、更なる機能強化に向けた検討を進めていく。なお、実施している手術件数等が少ない拠点病院が存在するという現状を踏まえ、拠点病院の役割を整理し、その見直しを引き続き行っていく。 拠点病院については、活動状況を適宜把握し、必要に応じて指導を行う。なお、指導により改善できない場合や都道府県内に拠点病院としてより適切な医療機関がある場合は、その指定について取り消しを含めた検討を行う。 拠点病院を中心として、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所等が連携すること等により、地域ごとの連携強化を図っていく。 また、がんの種類等によっては、がん患者がその居住する県では必要とする治療を受けられない場合もあることから、県を超えた医療機関の連携を図ることについて検討する。 国立がんセンターは、我が国のがん対策の中核的機関であり、拠点病院への技術支援や情報発信を行うなど、我が国全体のがん医療の向上を牽引していく。 また、拠点病院は、地域のがん診療を行っている医療機関に対する診療支援や、地域のがん診療に携わる医療従事者に対する研修等を通じて、地域全体のがん医療水準の向上に努めていく。 医療機関の連携の下、適切な診断が行われるようにするために、遠隔病理診断支援等による医療機関の連携を推進していく。 医師は、より専門的な診療が求められるがん患者が受診した場合には、必要に応じて、医療機関を紹介するなど、がん患者が適切ながん医療を受けられるように、日頃より注意を払うことが望まれる。</p> <p>(個別目標) 原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1箇所程度拠点病院を整備するとともに、すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携クリティカルパスを整備することを目標とする。</p>